

第33期 決算公告

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目2番11号

AGSビジネスコンピューター株式会社

代表取締役社長 高田 和郎

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	699,303	流動負債	273,262
現金及び預金	420,120	買掛金	81,387
受取手形	10,689	リース債務	11,094
売掛金	192,698	未払金	11,091
商品	19,120	未払費用	99,319
仕掛品	17,252	未払法人税等	46,653
前払費用	3,788	未払事業所税	959
仮払金	1,215	未払消費税	12,486
繰延税金資産	32,773	前受金	2,994
その他の	1,663	預り金	7,211
貸倒引当金	△ 18	その他	64
固定資産	149,579	固定負債	205,751
有形固定資産	28,175	退職給付引当金	189,443
建物	1,655	リース債務	3,960
器具備品	15,891	長期未払金	12,347
リース資産	10,629	負債合計	479,014
無形固定資産	27,446	純資産の部	
ソフトウェア	21,898	株主資本	369,868
リース資産	3,647	資本金	30,000
その他	1,901	資本剰余金	5,000
投資その他の資産	93,957	資本準備金	5,000
長期差入保証金	27,633	利益剰余金	334,868
繰延税金資産	65,124	利益準備金	2,500
ゴルフ会員権	2,200	その他利益剰余金	332,368
貸倒引当金	△ 1,000	繰越利益剰余金	332,368
		(うち当期純利益)	(104,937)
		純資産合計	369,868
資産合計	848,883	負債及び純資産合計	848,883

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日前1ヶ月間の市場価格等の平均に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理)
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商 品 個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出)
- ・仕 掛 品 個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

- ・定率法

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

- ・自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法
- ・その他の無形固定資産 定額法

(3) リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により按分した金額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類作成のため基本となる重要事項

- (1) 消費税等の会計処理方法 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

(1) 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。

また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。